

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M I 生

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
一三、九	八、二〇〇	道路改修費其他	防府市	山口縣
一三、一三	七二七、九〇〇	上水道布設費(借替)	盛岡市	岩手縣
〃	一三三、〇〇〇	土木事業費、大和川改修費分擔金	奈良縣	
一三、一四	二二、八〇〇	耕地事業災害復舊費	高山市	岐阜縣
〃	五六、〇〇〇	國道改修費、國道鋪裝費	宇都宮市	栃木縣
〃	一〇、〇〇〇	宇野港修築費寄附金	宇野町	岡山縣
〃	四、〇〇〇	河川改修費負擔金	玉島町	〃
〃	一三、二〇〇	道路鋪裝費	鶴岡市	山形縣
〃	三、五〇〇	渡船設備費寄附金	屋代村	山口縣
〃	二九、六〇〇	市道改修費	防府市	山口縣
〃	四、四〇〇	縣營渡船場寄附金	神代村	〃

法

令

法 令

六、七五〇	雄物川左岸用水改良事業費	秋田縣
一七、二〇〇	東北振興、村道開設、災害防止林、森林治水	〃
一二四、〇〇〇	上水道水源設備擴張費	高松市
四五、〇〇〇	上水道布設費	松山市
五、二〇〇	道路改修費寄附金	岐宿村
一二、〇〇〇	〃	田邊町外六ヶ村 道路組合
九二、〇〇〇	米田川改修費	兵庫縣郡部
二五、〇〇〇	神崎川上流改修費	〃
八、五〇〇	飯田川改修費負擔金	飯田川水害豫防組合
七四、五〇〇	都市計畫街路事業費	奈良市
七二〇、〇〇〇	土木事業費	滋賀縣
五二二、三〇〇	道路改良費	千葉縣
四八七、一〇〇	土木事業費	静岡縣
四〇〇、〇〇〇	都市計畫事業費	廣島市
三〇八、八〇〇	失業應急(土木)	名古屋市
一七、九〇〇	河川改修費分擔金	青森縣
九〇、〇〇〇	都市計畫下水道敷設費	姫路市
一六四、〇〇〇	道路改良河川埋立費	徳島縣
一一七、五〇〇	上水道敷設費	三谷町
二二、七〇〇	都市計畫街路改良費	徳島市

〃	七六、八〇〇	上水道量水器取付費	岡崎市	愛知縣
一、七	四三、六〇〇	下水道改良費	宮津町	京都府
〃	三〇、〇〇〇	用排水改良事業負擔金	小中川普通水利組合	千葉縣
〃	二五、〇〇〇	災害豫防対策排水改良費	千葉縣	
〃	二一、七〇〇	道路改修費	小松町	山口縣
〃	一〇、二〇〇	港灣修築費寄附金	〃	〃
〃	三、七〇〇	渡船場設置費	〃	〃
〃	四六五、〇〇〇	災害復舊費	富山縣	
〃	二〇〇、〇〇〇	洞海灣修築費負擔金	八幡市	福岡縣
〃	五二、八〇〇	木曾川増補工事負擔金	三重縣	
〃	二、八〇〇	道路改修費負擔金	豐崎村	宮崎縣
〃	三一九、六〇〇	排水改良費	熊本縣	
一、一〇〇	一九二、〇〇〇	洞海灣修築費負擔金	戸畑市	福岡縣
〃	一〇、〇〇〇	道路改修費	高田村	和歌山縣
〃	一六、八〇〇	道路改修並新設費	上市町	富山縣
〃	八〇〇	河川改修費寄附金	新尾堰普通水利組合	青森縣
〃	一、二〇〇	砂川改修費負擔金	雄神村	岡山縣
〃	七三、〇〇〇	用排水改良事業費	千葉縣	
〃	七一、四〇〇	旱害地救済用排水改良費	〃	
〃	二五、〇〇〇	村道開設費	三重縣	

八〇、〇〇〇	港灣修築費寄附金	豐橋市	愛知縣
四六二、二〇〇	都市計畫事業費	京都市	京都府
一、〇〇〇	淺瀬川改良事業費地元寄附金	早和堰普通水利組合	青森縣
一二〇、〇〇〇	電氣軌道布設費	仙臺市	宮城縣
三六、〇〇〇	都市計畫事業費	〃	〃
八一、二〇〇	青森港修築費寄附金	青森市	青森縣
一、二〇〇	砂川改良事業費寄附金	雄神村	岡山縣
一四、三〇〇	道路改修費寄附金	俵山村	山口縣
五〇、〇〇〇	縣營埋立事業寄附金	多度津町	香川縣
一五、〇〇〇	漁港修築費寄附金	阿久根町	鹿兒島縣
一六五、五〇〇	縣營排水事業寄附金	大利根用水普通水利組合	千葉縣
八四、五〇〇	〃	千湯水害豫防組合	〃
一、一七	縣營新川支線沿岸用排水改良事業費寄附金	〃	〃
九、一〇〇	指定府縣道改築事業費	八幡濱市	愛媛縣
六〇、〇〇〇	〃	古川村	岐阜縣
一〇、〇〇〇	河川災害改修費地元寄附金	大岐津町	岐阜縣
二、五〇〇	妻谷川改良地元寄附金	大館町	秋田縣
六、九〇〇	河川改良費負擔金	吉濱村	神奈川縣
三九、三〇〇	上水道買收擴張費	南方村	宮崎縣
三五、〇〇〇	河川改修費負擔金	宮城野村	神奈川縣
五、五〇〇	埋立事業費	〃	〃

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に告示せられたるもの左の如し。

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
岡山縣	岡山縣	學校建設	岡山縣岡山市濱地内	一一、一四
東京府	東京府東京市長	道路新設	東京府東京市豊島區西巢鴨二丁目地内	"
"	"	道路新設並改築	東京府東京市足立區千住五丁目地内	"
香川縣	香川縣丸龜市長	道路改築	香川縣丸龜市西平山町地内	"
愛知縣	關西急行電氣株式會社	鐵道敷設	愛知縣海部郡富田村地内	"
北海道	鐵道大臣	鐵道防風雪林設置並停車場擴張	北海道網走郡網走町地内	一一、一七
福岡縣	福岡縣	排水幹線改良	福岡縣三井郡北野町大城村地内	"
"	"	溜池及用水路新設並道路改築	福岡縣八女郡豐岡村地内	"
東京府	東京府東京市長	道路改築	東京府東京市江戸川區小岩町四丁目地内	"
長野縣	長野縣更級郡、篠ノ井町、埴科郡清野村、道路組合	道路新設	長野縣更級郡篠ノ井町埴科郡清野村地内	一一、二七
和歌山縣	和歌山縣知事	道路改築	和歌山縣和歌山市和歌浦地内	一一、一一
東京府	東京府東京市長	道路改築	東京府東京市王子區袋町二丁目地内	"

◎自動車運輸事業

十二月十四日內務鐵道兩省打合會に於て協議決定せるもの左の如し

道府縣	區間	申請者	免許ノ別
北海道	湯川町地内	上海自動車株式會社	免許ノ別
青森縣	戸來村、五戸町間	高村幸子戸來村	免許

(延長)
(讓渡)

愛知	岩手	磐石村、西山村間 (新規)	岩手登山乗合自動車合資會社	免許
"	靜岡	沼津市地内 (延長)	東海自動車株式會社	條件附免許
"	富山	四方町、大廣田村間外二線 (〃)	酒井常太郎	免許
"	奈良	四方町、東岩瀬町間 (〃)	越中鐵道株式會社	不免許
"	京都	奈良市地内 (〃)	奈良自動車株式會社	免許
"	"	中京區、下京區間 (讓渡)	岩田精一京都市	"
"	"	中京區、右京區間 (延長)	京都市	"
"	"	下京區地内 (〃)	同	"
"	"	左京區北白川久保田町間 (〃)	同	"
"	"	同區銀閣寺町 (〃)	同	一部免許
"	"	右京區西院淳和院町(西大路西條)間(〃)	同	不免許
"	"	同區嵯峨天龍寺造路町(嵐山) (〃)	藤井檜七郎	不免許
"	"	右京區嵐山中尾下町間 (〃)	京都市	免許
"	"	同區西院淳和院町 (〃)	京都市	"
"	"	上京區小山下内河原町(北大路橋)間 (〃)	京都市	"
"	"	同區上賀茂野久神町間 (〃)	京都市	"
"	"	中京區西ノ京兩町間 (〃)	京都市	"
"	"	同區西ノ京伯樂町 (〃)	京都市	"
"	"	上京區鷹野東町間 (〃)	京都市	"
"	"	同區區衣笠北通町 (〃)	京都市	"
"	"	南區熱田新田東組間 (〃)	名古屋市	"
"	"	同區下ノ一色 (〃)	名古屋市	"

◎軌道法に依る申請に對する處分

○札幌市營軌道 軌道工事方法變更認可並
特別設計許可

札幌市申請に係る停公線及一條線に於ける工事方法變更

及車體外有效幅員特別設計の件は停公線自北一條西四丁目

一至南一條西四丁目一間四一〇米に軌道中心線を移設し軌

條を變更し軌道敷を混凝土版鋪装し且一條線自南一條西三

丁目七至同西四丁目一間三一米一六七に軌條を變更し軌道

敷を鋪装せんとするの件は一月十二日監第七八一三號を以

て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○士別軌道 運輸營業休止許可

士別軌道株式會社申請に係る降積雪の爲線路凍結し運轉

不能に付自昭和十二年十一月二十六日同十三年四月三十

日間、士別與士別間全線に互り運輸を休止せんとするの件

は一月十二日監第七九二〇號を以て内務鐵道兩大臣より許

可ありたり。

岩手縣

○花巻溫泉電鐵 橋梁工事方法變更認可

花巻溫泉電氣鐵道株式會社申請に係る山ノ神、第二歳ノ

神及第二三ツ堰木造橋を鐵筋コンクリート構橋に改築する

の件は一月十二日監第七八一〇號を以て内務鐵道兩大臣よ

り認可ありたり。

茨城縣

○常南電鐵

根崎間軌道運輸營業廢止及阿見村地内軌道起業廢止許可

常南電氣鐵道株式會社申請に係る、根崎阿見間軌道運輸

營業廢止竝に阿見村地内未開業線の起業廢止の件は同會社

營業不振の爲債務の支拂不能にして財政上繼續するに堪へ

ざる状態にあるを以て事情已むを得ざるものとし昭和十二

年十二月二十四日監第八、〇六一號を以て内務鐵道兩大臣

より許可ありたり。尙右運輸營業廢止は昭和十三年一月二

十三日迄に之を實施すべきものとす。

東京府

○武藏中央電鐵

追分間假線使用期限延川原宿期認可

武藏中央電氣鐵道株式會社申請に係る八王子市追分町、

淺川町川原宿間は復線特許區間なるに現在假線として單線

運轉中の處別途假線を本線に變更認可申請中に付同認可の

日まで假線使用期限を延期の件は昭和十二年十二月六日監
第四九六五號を以て同延期期限を昭和十二年十二月十六日
迄とし内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○武藏中央電鐵

追分間軌道工事竣功期
川原宿
限延期許可

武藏中央電氣鐵道株式會社申請に係る八王子市追分町淺
川町川原宿間は複線特許區間の處現在假線として單線運轉
中なるが、同假線を本線として變更認可申請中の爲め本區
間工事の竣功期限延期の件は客年十二月十六日監第四、九六
四號を以て同竣功期限を昭和十二年十二月十六日迄とし内
務鐵道兩大臣より許可ありたり。

○武藏中央電鐵

追分間軌道線路及工事
川原宿
方法變更認可並特別設計

許可

武藏中央電氣鐵道株式會社申請に係る八王子市追分町四
五番地、淺川町川原宿一五八番地間現在假線（單線）とし
て運轉中の處之を本線に變更し且軌條を道路の一方に偏倚

せしめ、横山驛前御陵前停留場の勾配を千分の十より急な
らしむる特別設計の件は客年十二月十六日監第四九六六號を
以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○東京市電

工事方法變更認可並特別設計
許可

東京市申請に係る黒船橋停留場及其の安全地帯の位置變
更並同停留場勾配に關する特別設計の件は十二月十六日監
第五一五八號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありた
り。

○東京市電

三筋町間電氣工事方法變
厩橋二丁目
更認可

東京市申請に係る三筋町、厩橋三丁目間架空複線式を單
線式に變更するの件は昭和十三年一月十二日監第七、八〇
〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市電

赤坂表町停留場工事方法變更及
假設工事認可並特別設計許可

東京市申請に係る赤坂表町停留場位置を東京高速鐵道地

下鐵道工事の爲位置變更し尙舊停留場、安全地帯を廢止して新停留場に假安全地帯を設置するの件及澁谷驛方向停留場の勾配に關する特別設計の件は假設物使用期限を昭和十三年八月三十一日迄とし客年十二月十四日監第五、一五七號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○京成電軌 信號機設計變更及位置變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る荒川第一五號信號機外五は二位式信號機なる處今回三位式信號機に變更し且四ツ木第二一號信號機外二の建柱位置を變更せんとするの件は客年十二月十七日監第五、一八二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京成電軌 軌道工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る押上起點六料二一九地點に府縣道新設の爲踏切道を新設し同踏切保安設備として遮斷機及警報機を設置し且電車線路支持鐵柱一基を撤去して新に三角形鐵柱を新設せんとするの件は一月十四日監第七、八一二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市電 芝區田村町二丁目地先軌道假設工事認可

東京市申請に係る自芝區田村町二丁目一至同區同町二丁目一三間複線延長六七米に於て東京高速鐵道株式會社施行地下鐵道工事に伴ひ軌道假設工事施行せんとするの件は右假設物使用期限を昭和十三年六月三十日迄として一月十四日監第七、八〇一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

○横濱市電 車輛臨時設計變更認可

横濱市申請に係る四輪電動客車十二輛を南京陥落祝賀の爲め花電車に車輛構造を變更し五日間運轉使用の件は客年十二月十四日内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京濱電鐵 軌道電氣工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る軌道線子安驛横濱驛間は軌道線鶴見變電所より饋電なし居る處電車線電壓降下を防止するため鐵道線日ノ出町變電所よりも該區間に饋電せ

んとするの件は客年十二月十四日監第五、一九〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

長野縣

○上田溫泉電軌 諏訪形停留場廢止認可

上田溫泉電軌株式會社申請に係る上田、別所溫泉間軌道線に於て諏訪形停留場は上田城下間千曲川築堤道路側に在り交通量少く特に城下停留場に接近せる爲其の必要な爲め廢止せんとするの件は昭和十三年一月七日監第七、八〇八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

○名古屋市電 線路及工事方法變更認可

名古屋市申請に係る下之一色線と築地線との連絡線及び待避線を敷設して運輸の圓滑を期せんとするの件は 月十四日監第七九六九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり

滋賀縣

○京阪電鐵 三井寺停留場聯動裝置變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る三井寺停留場聯動裝置

を變更せんとするの件は一月十四日監第七、七九七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

○京都市電 軌道工事方法變更認可並軌道

運轉保安規程例外取扱許可

京都市申請に係る四條大宮及烏丸今出川の兩交叉點に軌道常置信號機として矢印燈を設備するの件及軌道運轉信號保安規程に依る例取扱許可申請の件は一月十二日監第七、八〇二號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

大阪府

○大阪市電 天滿橋善源寺町線工事方法變更認可

大阪市申請に係る天滿橋善源寺町線中一部延長五九八米に於て中心間隔を二米九とし（從來は三米二）軌道重量を四五疋丁型（從來三五疋丁型）とし且電車線柱を側柱式に變更せんとするの件は一月十二日監第七、八〇九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市電 西野田福島線工事方法變更認可

大阪市申請に係る西野田、福島線中延長五四七米に中央式電車線柱を側柱式に變更せんとするの件は一月十二日監第七、七九九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市電 谷町、今橋天滿橋兩線工事方法變更認可

法變更認可

大阪市申請に係る天滿橋交叉點附近道路改築に伴ひ電車線柱三基を移設せんとするの件は一月十二日監第七、八〇七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市電 堺筋線工事方法變更認可

大阪市申請に係る堺筋線北濱二丁目、日本橋間延長二、二八〇米に於て道床を砂利構造とし敷石鋪裝を爲し且軌條を五〇疋丁型を四五疋丁型に變更せんとするの件は客年十二月十七日監第五、一八四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市電 會根崎天滿橋筋線工事方法變更認可

法變更認可

大阪市申請に係る會根崎天滿橋筋線一部延長九〇六米に於て軌條を取替へ道床を砂利に變更し、涉線を移設し且安全地帯を設置せんとするの件は客年十二月十七日監第五、一八三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市高速電軌 第一號線電氣工事方法變更認可

法變更認可

大阪市申請に係る高速電氣軌道第一號線中長居變電所及上住吉開閉所長居變電所間送電系統を新設せんとするの件は一月十二日監第七、七九八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神急行電鐵 神戸線工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線中猪名川堤防上の府縣道半町歌島線踏切を立體交叉とし徑間五・五米の架道橋を設置せんとするの件は客年十二月十六日監第七、八三九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○南海鐵道 中野停車場保安設備設置認可

南海鐵道株式會社申請に係る平野線中野停留場に涉線新

設に伴ひ保安設備設置せんとするのは件は客年十二月二十一日監第七、九七八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○南海鐵道 大濱支線電氣工事方法變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る大濱支線電車線路の支持物の一部を變更せんとするの件は一月十四日監第七、八一一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

○阪神急行電鐵 工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線に於ける車輛増加竝に運轉方法の變更等に依り車輛運轉の圓滑及保安を期する爲園田停留場附近の自動閉塞信號機の増設及西宮北口停留場の聯動裝置を一部變更するの件は十二月九日監第七、一四三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○神戸市電 電動客車設計認可並

手用制動機省略許可

神戸市申請に係る軌道用電車々輛としてボギー車十輛ク

ロスシート及彈性車輛を新造し同時に手用制動機設備を既認可全車輛と同様省略するの件は十一月三十日監第四、九四六號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○阪神電鐵 車輛設計變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る現在新設軌道線に使用中の撒水車一輛貨車二輛を道路併用線に使用のため設計一部變更せんとするの件は一月十二日監第七、八五九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 本線所屬電動車を國道線北大阪

線並に甲子園線に乘入運轉認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る現在新設軌道線に使用中の車輛を一部設計變更の上併用軌道線（國道線北大阪線並に甲子園線）に乘入使用せんとするの件は一月十二日監第七、八六〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神急行電鐵 神戸線夙川停留場設計變更

更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線夙川停留場内側

ポイントを背向分岐に變更の爲め配線を變更せんとするの件は客年十二月十七日監第七、八五二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 國道線東神戸停留場保安設備

變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る國道線東神戸(終點)停留場保安信號裝置を一部變更せんとするの件は一月十四日監第七、八〇六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

香川縣

○四國水力電氣 軌道中心線變更認可

四國水力電氣株式會社申請に係る築港前公園前間軌道線路最小曲線半徑「萬一鎖二十節」は實測の結果誤差發見せし爲「二十三米」に變更せんとする件は一月十二日監第七、八〇四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

○朝倉軌道 瓦斯倫動力併用並瓦斯倫客車

設計認可

朝倉軌道株式會社申請に係る蒸氣機關車を瓦斯倫客車に變更し貨物列車に付ては從來通蒸氣機關車を使用運轉せんとするの件は一月十日監第七、八〇五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○九州鐵道 電氣工事方法變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る福岡、津福岡軌道用として施設の第一變電所と東邦電力箕島變電所間の送電線を維持容易ならしむる爲一部變更せんとするの件は客年十二月十六日監第七、八二一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大牟田電軌

三池町間及四ツ山道間
旭町間及荒尾海水浴場間
軌道起業廢止許可

大牟田電氣軌道株式會社申請に係る未成區間三池町旭町間及四ツ山道、荒尾海水浴場間は軌近自動車運轉專業の發達に依り必要無きに至りたるを以て起業廢止せんとするの件は客年十二月十七日監第四、五八〇號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。